

鹿児島市における宿泊税の制度素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について

1 意見の募集期間 令和7年12月19日（金）～8年2月3日（火）

2 意見の提出者数（件数） 12人・1団体（50件）

3 意見の対応状況

（単位：件）

項目 処理区分	項目									
	導入目的(用途)	課税客体 課税標準 納税義務者	徴収方法 特別徴収義務者 申告納入期限	税率(税額)	免税点 課税免除	特別徴収交付金	課税期間 (見直し期間)	減免 罰則規定	その他 制度素案全体	計
A. 意見の趣旨等を反映し、 制度案に盛り込むもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B. 意見の趣旨等は、制度素案 に盛り込み済みのもの	4	1	0	4	2	0	2	0	2	15
C. 制度案には盛り込まない もの	1	0	0	1	4	0	1	1	1	9
D. 具体的な事業の実施にあたり 参考とするもの	1	1	1	0	0	3	0	0	3	9
E. その他要望・意見等	1	2	3	2	0	1	1	2	5	17
計	7	4	4	7	6	4	4	3	11	50

パブリックコメント手続で提出された意見の対応状況 (令和7年12月19日～8年2月3日実施)

意見等を受けた人数(団体)
12人・1団体

対応区分別の項目数、件数

対応区分	件数
A. 意見の趣旨等を反映し、制度案に盛り込むもの	0
B. 意見の趣旨等は、制度素案に盛り込み済みのもの	15
C. 制度案には盛り込まないもの	9
D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	9
E. その他要望・意見等	17
計	50

パブリックコメント手続での意見

○対応区分 A. 制度案に盛り込むもの、B. 制度素案に盛り込み済みのもの、C. 制度案に盛り込まないもの
D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの、E. その他要望・意見等

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
1	導入目的(使途)	観光に付随する目的で使用してほしい。	ご意見につきましては、項目「導入目的(使途)」に記載のとおり、都市の魅力を高め、持続可能な観光振興を図ることを目的として、鹿児島ならではの観光資源の魅力向上や国内外からの戦略的な誘客促進、旅行者の受入環境の充実等に要する費用に充てることとしております。	B
2	導入目的(使途)	税収が既存の観光予算の穴埋めに使われないよう、使途の透明性を確保してほしい。	ご意見につきましては、使途の透明性等の確保を図るため、項目「導入目的(使途)」に記載のとおり、宿泊税を活用する事業は毎年度本市ホームページ等で公表する予定としております。	B
3	導入目的(使途)	有意義に使ってほしい。また、導入した成果も公表してほしい。	ご意見につきましては、項目「導入目的(使途)」に記載のとおり、都市の魅力を高め、持続可能な観光振興を図ることを目的として、鹿児島ならではの観光資源の魅力向上や国内外からの戦略的な誘客促進、旅行者の受入環境の充実等に要する費用に充てることとしており、また、宿泊税を活用する事業は、毎年度本市ホームページ等で公表する予定としております。	B
4	導入目的(使途)	観光客の増加に伴うインフラの摩耗やゴミ問題など、市民生活への影響を軽減しつつ、観光振興を両立させるために、宿泊者に応分の負担を求める受益者負担の考え方に賛成します。	賛同のご意見として承ります。	B
5	導入目的(使途)	鹿児島市の宿泊税であることから、鹿児島ならではの観光資源を鹿児島市の観光資源(桜島、磯地域など)とした方が理解できる。	項目「導入目的(使途)」の記載につきましては、本市観光の指針となる第4期鹿児島市観光未来戦略の表現と整合性を図ったものであることから、制度素案のとおりとしたいと考えております。	C
6	導入目的(使途)	鹿児島が誇る桜島で観光客が楽しめるような仕掛けづくりや、観光客がよく利用するトイレをユニバーサル改修(洋式化、バリアフリー、おむつ替え台の設置など)する費用に活用してもらいたい。	宿泊税につきましては、項目「導入目的(使途)」に記載のとおり、都市の魅力を高め、持続可能な観光振興を図ることを目的として、鹿児島ならではの観光資源の魅力向上や国内外からの戦略的な誘客促進、旅行者の受入環境の充実等に要する費用に充てることとしており、ご意見につきましては、今後、宿泊税を活用した事業を検討する上で参考とさせていただきます。	D
7	導入目的(使途)	観光客誘致をどうやって進めていくかの目的が明確ではない状態で、単純に税収を増やす為の宿泊税導入はやめてください。活用のイメージを見ましたが、それで鹿児島市に観光客が来るとは思わない。もっと観光客誘致に成功している他県から、学んでほしい。上記理由の為、現在の導入目的では反対です。	ご意見として承ります。	E
8	課税客体、課税標準、納税義務者	宿泊施設利用の人数に準ずる	ご意見につきましては、項目「課税客体、課税標準、納税義務者」に記載のとおり、課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊者とその宿泊数としております。	B
9	課税客体、課税標準、納税義務者	宿泊事業者の事務負担が増えるので、なるべくシンプルなスキームをお願いしたい。	ご意見につきましては、導入自治体の事例等や宿泊事業者の意見等も参考にしながら、特別徴収義務者の負担が少ないシンプルな仕組みを検討してまいります。	D
10	課税客体、課税標準、納税義務者	他自治体と同様の考え方で良いと思います。	ご意見として承ります。	E

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
11	課税客体、課税標準、納税義務者	宿泊を伴わない日帰りの観光客も観光目的で訪れる人なのに、課税されるのが宿泊者だけという宿泊税は不公平です。導入するべきではないと考えます。	ご意見として承ります。 外部有識者による宿泊税検討委員会において、観光客等の観光行動に着目し、課税客体について、比較検討を行った結果、課税客体の把握の容易性や行政コストの多寡等を総合的に勘案して、宿泊施設への宿泊行為が最も適当であるとされ、導入の妥当性等が認められたことを踏まえ、本市においても、宿泊税の検討を進めているところでございます。	E
12	徴収方法、特別徴収義務者、申告納入期限	各施設に徴収方法はお任せ。チェックイン時徴収も宿泊料を含むも可能とする。申告はPMSの宿泊料金が分かる資料を添付して翌月末までに納入する。(基本振込)	ご意見につきましては、導入自治体の事例等や宿泊事業者の意見等も参考にしながら検討してまいります。	D
13	徴収方法、特別徴収義務者、申告納入期限	導入により、ただでさえ特別徴収義務者の負担が増すところ、毎月申告納入とは、現場負担への理解が無さすぎです。	ご意見として承ります。 申告納入は、原則毎月末日までに前月分を申告し、納入することになりますが、導入自治体と同様に、前年の1年間(以下、「対象期間」という。)に納入すべき宿泊税が市の定める金額以下であることや、対象期間中に過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること、さらに、市税の徴収金を滞納していないなど一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納入することができるとしたいと考えております。	E
14	徴収方法、特別徴収義務者、申告納入期限	他自治体と同様の考え方で良いと思います。	ご意見として承ります。	E
15	徴収方法、特別徴収義務者、申告納入期限	わからない。	ご意見として承ります。	E
16	税率(税額)	定額制が望ましい。1人につき200円(税込)ぐらいが良い。%にすると人によって計算が難しい。	賛同のご意見として承ります。	B
17	税率(税額)	宿泊料金に応じた変動制ではなく、一律定額制とすることで、宿泊施設側の事務負担が軽減される点を評価します。旅行者にとっても事前にコストが把握しやすく、公平感があると考えます。	賛同のご意見として承ります。	B
18	税率(税額)	宿泊客が受ける行政サービスは同じであるため一律定額制は公平性があって良いと思う。	賛同のご意見として承ります。	B
19	税率(税額)	定額制は、事業者側の事務負担を抑えることができるため、適切だと考える。	賛同のご意見として承ります。	B
20	税率(税額)	1泊100円程度が妥当だと思う。シンプルな額で、何円単位は要らない。めんどう	税率(税額)につきましては、外部有識者による宿泊税検討委員会において、導入自治体の傾向等や宿泊事業者へのアンケート調査結果等を踏まえ、とりまとめられた報告書を基に、1人1泊につき200円としたいと考えております。	C
21	税率(税額)	1人1泊につき、200円など金額を表示した方がよいと思う。	ご意見として承ります。	E
22	税率(税額)	シンプルで良いと思う。	ご意見として承ります。	E
23	免税点、課税免除	課税免除について、近年の物価高騰等の影響により団体旅行に係る費用が上がっている中においては、修学旅行生等は課税免除の対象として欲しい。	賛同のご意見として承ります。	B
24	免税点、課税免除	将来の鹿児島ファンを育てるという観点から、修学旅行生を免除対象とする方針に賛成します。	賛同のご意見として承ります。	B
25	免税点、課税免除	課税するならばすべての旅行者に対してすべき。修学旅行も旅行者です。免税するべきではないと思います。	課税免除につきましては、外部有識者による宿泊税検討委員会において、導入自治体の傾向等や宿泊事業者へのアンケート調査結果等を踏まえ、とりまとめられた報告書を基にした制度素案のとおりとしたいと考えております。	C
26	免税点、課税免除	特に免税対象なしで良いのでは。	免税点、課税免除につきましては、外部有識者による宿泊税検討委員会において、導入自治体の傾向等や宿泊事業者へのアンケート調査結果等を踏まえ、とりまとめられた報告書を基にした制度素案のとおりとしたいと考えております。	C

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
27	免税点、課税免除	温泉を保有する宿泊施設は入湯税150円を徴収し、宿泊税と合算して350円になるため、福岡市のように入湯税を50円に下げると、宿泊税を100円とかの特例措置が必要ではないか。	外部有識者による宿泊税検討委員会において、「入湯税と宿泊税とは、導入目的（使途）及び課税客体が異なる」ことや「入湯行為は市民共有の地下資源を利用するもので、相応の負担を求めることは適切である」との考えから「宿泊税の導入に伴う入湯税の改正は不要」との意見があったことを踏まえ、ご意見のような対応を行うことは考えていないと考えております。	C
28	免税点、課税免除	現在導入している行政のほとんどが課税免除のところへ、認定こども園、保育園の行事への参加者（引率者も含む）を追加した方がよいと思う。	課税免除につきましては、外部有識者による宿泊税検討委員会において、「修学旅行生等は教育活動の一環であり公益性があることや誘致の観点から設けてよいと思う」や「特別徴収義務者の事務負担を考慮し、まずは修学旅行生等に限定したシンプルなケースから制度を開始することが望ましいのではないか」との意見があったことを踏まえ、制度素案のとおりとしたいと考えております。	C
29	特別徴収交付金	宿泊税を導入している行政は、特別徴収交付金はないのに、鹿児島市だけ交付金を宿泊業者へ交付する理由と交付する基準方法を明記すべきと思う。	特別徴収交付金につきましては、特別徴収義務者の事務・経費負担軽減を図るため、導入自治体の多くで同制度を設けているところでございます。また、交付基準につきましては、導入自治体と同様、申告納入された宿泊税額に対し一定割合を交付することを想定しており、特別徴収義務者向けに作成予定の徴収事務の手引き等において、明記してまいりたいと考えております。	D
30	特別徴収交付金	妥当な額は必要。	特別徴収交付金の交付率につきましては、導入自治体の傾向等や宿泊事業者の意見等のほか、クレジットカード等の決済手数料などを考慮の上、適切な交付率を設定したいと考えております。	D
31	特別徴収交付金	事業者への事務作業に要するコストに対し、十分な交付金を検討して欲しい。	特別徴収交付金につきましては、特別徴収義務者の事務・経費負担軽減を図るため納税額に応じて支給することとしており、今後、導入自治体の傾向等や宿泊事業者の意見等を参考にしながら、適切な交付率を設定したいと考えております。	D
32	特別徴収交付金	他自治体と同様の考え方で良いと思います。	ご意見として承ります。	E
33	課税期間（見直し期間）	導入後も定期的に効果を検証し、制度の見直しを行うサイクルを組み込まれるのは良いことだと思います。見直し期間が5年間は、短かすぎる事なく、長すぎる事なく、適切な期間であると思います。	賛同のご意見として承ります。	B
34	課税期間（見直し期間）	税制度が頻繁に改正されても市民・観光客等に混乱を招くおそれがあることから、長すぎず、短すぎず適切な期間だと思う。	賛同のご意見として承ります。	B
35	課税期間（見直し期間）	料金を見直すことも考え、条例施行後3年ごととした方がよいと思う。	課税期間（見直し期間）につきましては、導入自治体の傾向等のほか、導入直後は運用が安定しないことが見込まれ、短期間での見直しは特別徴収義務者の事務負担を増加させるおそれがあること、また、制度の効果を検証するためには一定期間が必要であることを総合的に勘案し、制度素案のとおりとしたいと考えております。なお、社会情勢の変化など想定外のことが生じた時は、見直し期間は柔軟に対応してまいりたいと考えております。	C
36	課税期間（見直し期間）	2026年4月1日～仮でスタート。問題なければ継続。	ご意見として承ります。導入時期につきましては、宿泊事業者への制度説明や宿泊者への周知広報、宿泊事業者側の受入環境整備等に必要期間の確保等を踏まえ、決定してまいりたいと考えております。	E
37	減免、罰則規定	減免：天災や火災など・・・という風に火災を追加した方がよいと思う。	項目「減免、罰則規定」の記載につきましては、地方税法及び鹿児島市税条例に規定されている表現との整合性を図ったものであり、火災につきましては、その他特別な事情に含まれるものと考えていることから、制度素案のとおりとしたいと考えております。	C
38	減免、罰則規定	他自治体と同様の考え方で良いと思います。	ご意見として承ります。	E
39	減免、罰則規定	納付されない施設の告知を市のHPでする事。	ご意見として承ります。納期限までに納入がない施設につきましては、他の市税と同様に、催促状や催告書等により納税を促すことを想定しております。	E
40	その他制度素案全体	宿泊税が具体的にどの事業に、いくら使われたかなど、市民や事業者に分かりやすく開示する仕組みを作ってほしいです。	ご意見につきましては、使途の透明性等の確保を図るため、項目「導入目的（使途）」に記載のとおり、宿泊税を活用する事業は、毎年度本市ホームページ等で公表する予定としております。	B

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
41	その他制度素案全体	何に宿泊税が活用されているかを誰でも分かるようにして欲しい。	ご意見につきましては、用途の透明性等の確保を図るため、項目「導入目的（用途）」に記載のとおり、宿泊税を活用する事業は、毎年度本市ホームページ等で公表する予定としております。	B
42	その他制度素案全体	鹿児島市もSDGsを取り入れていることから各項目に該当する文言を入れた方がよいと思う。	宿泊税につきましては、都市の魅力を高め、持続可能な観光振興を図る新たな施策等の展開に要する費用に充てることを想定しており、具体的な事業については、SDGsの視点を踏まえた本市総合計画や観光未来戦略に基づき、推進していくこととしております。	C
43	その他制度素案全体	目的税であるという意味において、宿泊税は鹿児島市の一般会計に繰り入れるべきではなく、特別会計として支出が管理されるべきである。	ご意見につきましては、宿泊税を活用する事業について毎年度本市ホームページで公表するなど、今後、使途の明確化・透明性の確保を図る上で参考とさせていただきます。	D
44	その他制度素案全体	宿泊税を徴収する事は仕方がない事と思いますが、申請フォームを簡素化してホテル事業者への負担軽減をお願いします。	ご意見につきましては、導入自治体の事例等や宿泊事業者の意見等も参考にしながら、特別徴収義務者の負担が少ないシンプルな仕組みを検討してまいります。	D
45	その他制度素案全体	現状の制度素案の導入目的（使途）では抽象的な「魅力向上」、「誘客促進」、「受入環境の充実」など、目的税としては表現が曖昧であり、使途に関し、解釈次第で、本来の目的とは言えないようなもの（事業）に支出することを避けるために使途は厳格に規定すべきである。 なお、公益財団法人 鹿児島観光コンベンション協会内に設立されたDMOに関し、その活動のための財源問題の解決が急務となっている中、この宿泊税の収入の然るべき割合をDMOの財源として充てるべきである。	宿泊税につきましては、鹿児島ならではの観光資源の魅力向上や国内外からの戦略的な誘客促進、旅行者の受入環境の充実等に要する費用に充てることとしたいと考えており、ご意見につきましては、今後、市の他にDMOの取組においても、宿泊税を活用した事業を検討する上で参考とさせていただきます。	D
46	その他制度素案全体	納税義務者となる宿泊者（主に観光客）に納得していただくような活用をしてもらいたい。鹿児島が観光で発展することを期待します。	ご意見として承ります。	E
47	その他制度素案全体	鹿児島市における宿泊税の制度化にあたり令和8年〇月〇日から実施する旨表示したほうが理解できる。	ご意見として承ります。 導入時期につきましては、宿泊事業者への制度説明や宿泊者への周知広報、宿泊事業者側の受入環境整備等に必要な期間の確保等を踏まえ決定することとしております。	E
48	その他制度素案全体	鹿児島中央駅前東口のバス停は非常に利用しづらい現状です。主に地元の者が利用する路線バスですが、空港行きのリムジンバス乗り場も東口のバスプールから離れた場所にあり、分かりにくく、不便です。旅行者は、大きな荷物を持っていることが前提です。あのような離れた場所に空港バス乗り場があること自体、不親切以外の何者でもありませんし、幾度となく旅行者から乗り場を尋ねられた経験もあります。南日本新聞のひろば欄にも、バス乗り場に関する分かりづらさや、不便さに関する投稿が何度もあったと記憶しています。仙巖園前のバス停問題も、全国ニュースになり、市民として恥ずかしい思いでした。旅行者が関わるバス停問題ひとつとっても、今まで目を向けず、問題意識も持たず、解決策も示すことができなかった行政が、宿泊税を導入したところで、一体何ができるのですか？甚だ疑問です。宿泊税導入に反対します。	ご意見として承ります。	E
49	その他制度素案全体	導入することは、もう確定ですか？確定していないのなら、制度素案に関する質問はまだ先だと思います。宿泊税は、人口減によるこの先の税収確保にしかみえません。もっと鹿児島市に人が来てもらえるように、そこから考えてください。	ご意見として承ります。	E
50	その他制度素案全体	地方自治の名のもとに、地方税法を根拠とした安易な地方税の課税は、結果として、地域の衰退の原因に成りかねないので、然るべき慎重さをもって、さらに議論を尽くすべきである。 特に市議会における真摯な議論が成されるべきである。	ご意見として承ります。	E